

令和7年（2025年）度行政評価シート

令和7年6月23日

評価者	都市整備部長 森明彦
-----	------------

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	5-(6) 下水道・河川	施策の方針	5-(6)-②河川の整備・管理
目標とするまちの姿	河川・水路施設の整備等を進め、局所的な集中豪雨や津波遡上等が生じて浸水被害の軽減が図られています。また、水辺は動植物が生息する環境になっています。			
主な取組	<p>(1)河川・水路施設の整備 河川・水路施設の定期的な点検、維持管理を行うとともに、計画的な整備を進め、局所的な集中豪雨等による浸水被害の軽減を図ります。また、河川津波遡上対策について、県と協議を進めます。</p> <p>(2)水辺環境の創出 河川・水路施設の維持管理では、必要な排水能力に影響がない範囲において、動植物の誘導に配慮するとともに、河川の清掃や生態系の調査及び水質調査等を行う河川維持協力団体とも協働して、潤いのある水辺環境を目指します。</p>			

1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

- (1)大塚川・新川分水事業に係る他企業埋設管の移設協議を引き続き行う。
- (2)準用河川及び普通河川の浚渫、除草・枝払い等を実施する。
- (3)新川護岸(旧中外製薬敷地内)が劣化していることから、当該護岸に係る修繕改築計画を作成する。
- (4)普通河川滝ノ川の護岸における仮整備(仮復旧)箇所の護岸整備(本復旧)を引き続き行う。
- (5)河川の良い環境を維持する。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	29,600	82,002	195,195	93,774	188,123	
人件費	14,393	26,120	27,448	26,428	35,527	
総事業費	43,993	108,122	222,643	120,202	223,650	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	都整-09	河川管理運営事業		1,878	787	2,665	現状維持	A	現状維持
重	都整-23	河川維持補修事業		146,683	17,370	164,053	拡充	A	拡充
	都整-24	雨水施設維持管理事業		39,562	17,370	56,932	拡充	A	拡充

4. 評価対象年度の実施内容

- (1)大塚川・新川分水事業に係る他企業埋設管の移設協議を引き続き行った。
- (2)準用河川及び普通河川の浚渫、除草・枝払い等を実施した。
- (3)新川護岸(旧中外製薬敷地内)が劣化していることから、当該護岸に係る修繕改築計画を作成した。
- (4)普通河川滝ノ川の護岸における仮整備(仮復旧)箇所の護岸整備(本復旧)を引き続き行った。
- (5)主に、河川維持管理協力団体(5団体)を委嘱し、河川の清掃及び目視による生態系調査等を依頼した。

※実施できなかった事業とその理由

5. 成果指標

成果指標①		河川・水路の整備延長					出典	各準用河川改修基本計画		
	平成30年度	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
初期値	2,784	目標値	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784	2,814	m	
		実績値	2,784	2,784	2,784	2,784	2,784			
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

浸水被害の軽減を図るため、河川整備に向けて用地を確保しなければならないが、実施に至るまでには地権者との協議・取得に係る手続き及び補償等が必要となり時間を要することから、短期間に増加する指標ではない。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

大塚川・新川分水事業に係る他企業埋設管の移設協議を開始したことで、(手広・笛田地区の)浸水被害の軽減を図る目標の実現化が進展している状況である。
 準用河川及び普通河川の浚渫、除草・枝払い等を実施したことで、浸水被害の軽減が図られた。
 新川護岸(旧中外製菓敷地内)が劣化していることから、当該護岸に係る修繕改築計画の作成に向けた準備を進めた(修繕改築計画の作成に係る予算を確保した)ことで、今後の修繕改築工事に向けて事業進捗を図った。
 普通河川滝ノ川の護岸における仮整備(仮復旧)箇所の護岸整備(本復旧)に着工したことで、護岸整備が進捗した。
 景観及び生態系に配慮した良好な水辺環境づくりを実現するため、河川維持管理協力団体(5団体)を委嘱しており、これにより河川の愛護意識の普及及び向上に貢献した。

8. 今後の方向性

河川改修だけでなく、河川・調整池等の浚渫、維持管理のニーズも増加しているが、現状は緊急対応や維持管理の事後保全型の対応に終始している。引き続き、浸水被害の軽減に向け、河川整備への補助金の適用についての調査、河川台帳の整備及び電子化、維持管理計画や老朽化が進んだ施設の修繕改築計画の策定等について、検討を進めていく。
 大塚川・新川分水事業については、実現化に向け、支障となる他企業埋設管の移設に係る協議等を引き続き実施していく。
 河川維持管理協力団体との連携を継続する。

9. 今年度(評価年度)の目標

- (1) 大塚川・新川分水事業に係る他企業埋設管の移設協議を引き続き行う。
- (2) 準用河川及び普通河川の浚渫、除草・枝払い等を実施する。
- (3) 新川護岸(旧中外製菓敷地内)が劣化していることから、当該護岸の修繕工事を実施する。
- (4) 普通河川滝ノ川の護岸における仮整備(仮復旧)箇所の護岸整備(本復旧)を引き続き行う。
- (5) 河川の良好な環境を維持する。